

地域部活動推進委員会

第6回運動部会

日時 令和4年12月20日(火)
9:30~11:30
会場 岡山県立図書館 多目的ホール

会議次第

- 1 開 会
- 2 挨拶 (9:32~9:35)
- 3 協議・報告 (9:35~11:20)
 - (1) モデル校での実践研究のまとめについて
 - (2) 部活動改革の方向性
 - (3) 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」及び県の「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」(案)について
 - (4) 来年度以降の県の取組について
 - (5) 地域移行支援コーディネーター派遣状況等について
 - (6) 中体連の大会の在り方について
 - (7) 地域クラブ活動において休日の指導を希望する場合の兼職兼業の申請について(案)
- 4 その他 (11:23~11:27)

○今年度のこれまでの動きと今後のスケジュール
- 5 閉 会 (11:27~11:30)

運動部会メンバー

No.	委員氏名	所属	役職	備考	
1	森 章博	岡山県中学校体育連盟 (岡山市立高島中学校 校長)	会長	中学校部会 学校体育連盟	
2	山口 憲明	岡山県中学校体育連盟 (岡山市立高島中学校)	理事長		〃
3	片山 洋平	赤磐市教育委員会 学校教育課	主任		教育委員会
4	赤堀 恵一	早島町教育委員会 学校教育課	指導主事		教育委員会
5	平松 敬子	高梁市教育委員会 こども教育課	教職員係長		教育委員会
6	出射 実	赤磐市立磐梨中学校	校長		実践研究校 (地域移行)
7	田野 利昭	早島町立早島中学校	校長		実践研究校 (地域移行)
8	根馬 英伸	高梁市立高梁東中学校	校長		実践研究校 (合同部活動)
9	藤井 輝彦	高梁市立有漢中学校	校長		実践研究校 (合同部活動)
10	武田 浩充	高梁市立高梁北中学校	校長		実践研究校 (合同部活動)
11	川藤 圭一	岡山県環境文化部スポーツ振興課	主任		行政
12	田中 薫	岡山県高等学校体育連盟 (岡山県立備前緑陽高等学校 校長)	会長	高校部会 学校体育連盟	
13	高取 俊明	岡山県高等学校体育連盟 (岡山県立岡山一宮高等学校)	理事長		〃
14	藤岡 隆幸	岡山県高等学校校長協会 (岡山県立和気閑谷高等学校 校長)	管理運営 研究委員会		校長協会
15	山本 浩之	岡山県環境文化部スポーツ振興課	総括参事		行政

■ オブザーブ

地域移行支援コーディネーター

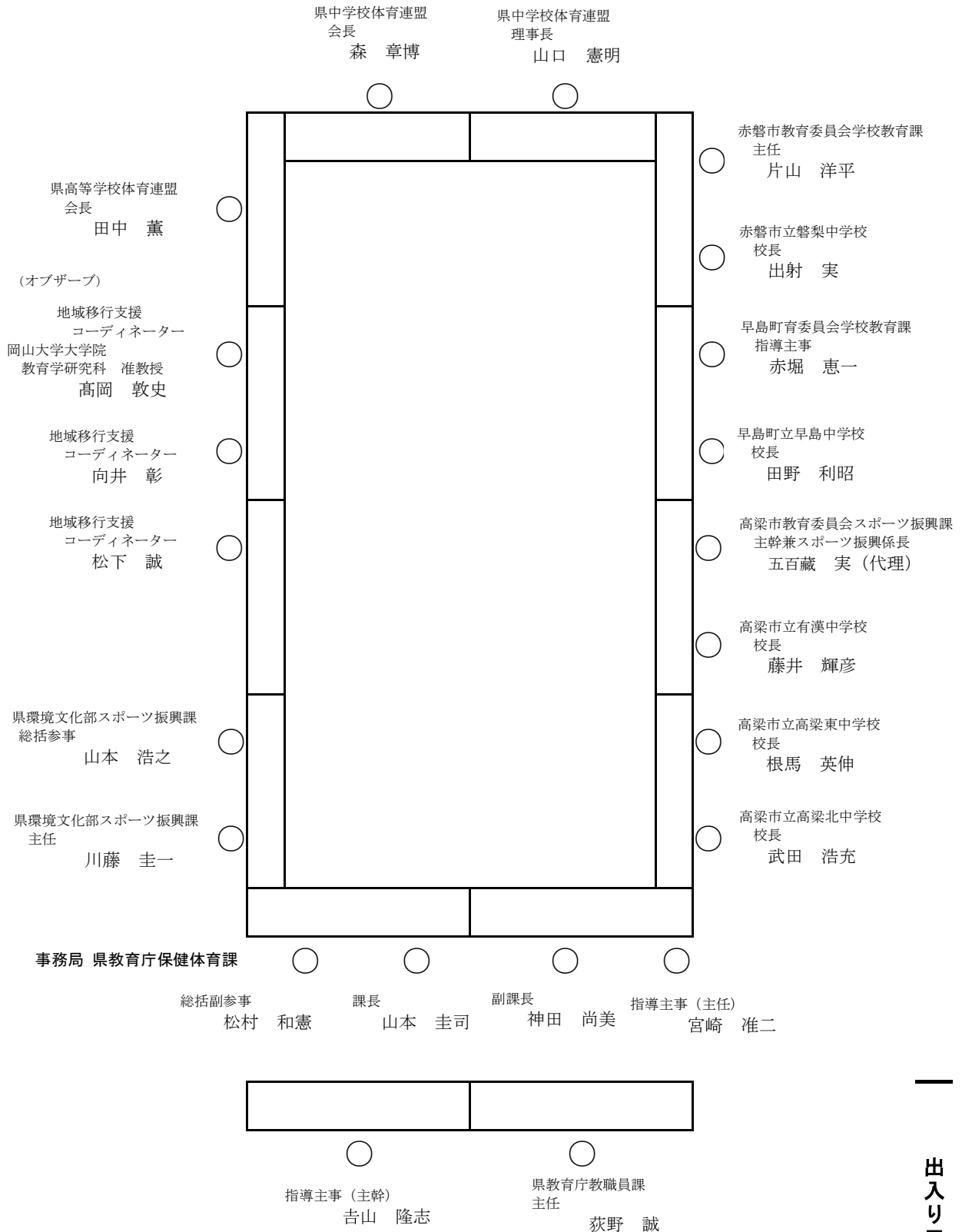
- 高岡 敦史 (岡山大学大学院 教育学研究科 准教授)
- 向井 彰 (倉敷市スポーツ推進委員)
- 白井 福美 (玉野市スポーツ推進委員)
- 長尾 政則 (真庭市スポーツ推進委員)
- 三宅 厚自 (きよねスポーツくらぶゼネラルマネージャー)
- 松下 誠 (しらうめスポーツクラブ事務局次長)

■ 事務局

県教育庁保健体育課、県環境文化部スポーツ振興課

地域部活動推進委員会第6回運動部会 座席表

岡山県立図書館 多目的ホール



部活動の「地域移行」

これまでの 子どもたちの スポーツ・文化活動	<input type="checkbox"/> 「部活動」 ・学校が部活動を設置運営する形で確保 ・学校単位で活動(練習・大会参加)	<input type="checkbox"/> 指導の状況 ・休日を含め教師が指導 ・競技の専門性を有しない教師も指導
------------------------------	---	--

●少子化の進行 県内中学校 生徒数の推移 	●働き方改革の進展 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 ⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動 (部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。 「中央教育審議会答申」(平成31年1月)から抜粋
------------------------------------	---

●生徒(部員)や指導する教師の減少	●生徒にとって望ましい指導が困難
◆これまでと同様の部活動(学校単位、教師が指導を担う等)の維持・継続が困難 ▶ 子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむ機会が大きく減少	

スポーツ・文化活動の機会(確保・提供)を、**学校主体**の取組から**地域主体**の取組へ移行

地域でスポーツ・文化活動を実施できる環境の整備 休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の整備

■「令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行」に向けて
各市町村において、教育委員会、スポーツ担当部局、学校、地域の関係者等が検討・協議

■国の検討会による提言(令和4年6月6日) ▶ 子どもたちにとってふさわしいスポーツ・文化環境の確保

【参考】R4事業推進体制

1 本県での取り組み(令和3年度～)

地域部活動推進委員会	概要：岡山県のこれからの部活動の在り方に関する検討、実践研究(国委託事業)に係る協議・指導助言等 ※計5回程度開催(2カ年：令和3年度～令和4年度) 委員(22名)：学識経験者(大学准教授)、学校関係者(校長会、PTA)、 運動部関係(中体連、高体連、高野連、スポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型SC)、 文化部関係(中文連、中吹連、高文連、文化連盟)、市町村教委(事業委託先)、 県行政(スポーツ・文化)、県教育庁(保健体育課、生涯学習課、教職員課)		
運動部会	概要：運動部における取組の検討 ※年3回程度 委員：県中体連、県高体連(代表各2名) 事業委託市教委、拠点中学校、県教育庁保健体育課	文化部会	概要：文化部における取組の検討 ※年3回程度 委員：県中文連、県中吹連、県高文連 事業委託市教委、拠点中学校、県教育庁生涯学習課

休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究	合同部活動等の推進に関する実践研究
磐梨中学校 運営団体等：地域連携部活動推進協議会 (校長、各部顧問、地域活動団体、PTA、市教委) 対象部：運動部6(バスケ、野球、柔道、 ホッケー、剣道、ソフトテニス) 文化部2(吹奏楽、美術) 関係団体：熊山パワーズ(軟式野球)、熊山武道館(柔道) 熊山ホッケークラブ、熊山剣道スポーツ少年団 赤磐市教育委員会	早島中学校 運営団体等：早島町教育委員会 対象部：運動部4(サッカー、ソフトテニス、 卓球、女子バスケ) 関係団体：早島町スポーツ少年団指導者協議会 早島町総合型地域スポーツクラブ 早島町教育委員会
高梁東、高梁北、有漢中学校 運営団体等：高梁市立中学校合同部活動 推進委員会 (校長、各部顧問、保護者、地域指導、地元大学有識者) 対象部：高梁東中学校 野球部 高梁北中学校 野球部 有漢中学校 野球部 関係団体：城北ヒーローズ 高梁市教育委員会	

令和4年度「地域部活動推進事業」スケジュール（予定）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全体の動き		市町村担当者会 教育問題懇談会	第4回運動部会 赤磐市 赤磐70's外委員会① 兼職兼業にかかるとの説明会	第2回文化部 県高校長協会 体育担当者会 国・県・市町村の連携	第3回推進委員会	第3回文化部 国・県・市町村の連携	第5回運動部会 赤磐市 赤磐70's外委員会② 各部へのヒアリング 指導者研修会	第4回推進委員会	第2回地域移行説明	知事と一緒に生き生きトーク	第6回運動部会	第4回文化部 国・県・市町村の連携	第5回推進委員会	研究成果発表会
市町村教委		【主な取組み事項】・運営主体の確保・人材の確保・兼職兼業の体制整備・財源の確保・スポーツ担当部局等との連携・学校体育施設等の活用等												
中学校 (高等学校はできる範囲)		【主な取組み事項】・運営主体の確保・人材の確保・兼職兼業への対応・財源の確保・生徒・保護者へ説明・校内体制整備・事故発生時の対応等												
モデル校	休日の部活動の段階的な地域移行	赤磐市	・赤磐70's外委員会① ・兼職兼業にかかるとの説明会		生徒・保護者へアンケート実施	赤磐70's外委員会② ・各部へのヒアリング ・指導者研修会		知事との生き生きトーク		生徒・保護者へアンケート実施		赤磐70's外委員会③		
		早島町	・保護者への説明	・部活動指導員コンプライアンス研修 ・スポーツ少年団への説明	・教員の負担軽減アンケート	生徒・保護者へアンケート実施	・事業検証	・スポーツ少年団への説明		教員の負担軽減アンケート ・生徒・保護者へアンケート実施		・事業検証		
	合同部活動	高梁市	・市推進委員会（事業計画）		生徒・保護者へアンケート実施	市推進委員会（アンケート検証、中間評価）			生徒・保護者へアンケート実施	市推進委員会（アンケート検証、中間評価）		生徒・保護者へアンケート実施	・事業まとめ	
推進委員会			推進委員会③ ・R3年度の成果と課題の共有 ・R4事業計画等			推進委員会④ ・事業検証（中間まとめ）						推進委員会⑤ ・事業検証（事業まとめ）		
部会		中学校	視定点校の取組の検証、市町村での取組の検証等											
地域移行説明会					説明会①、②	説明会③	説明会（予備）						成果発表会	
地域移行支援コーディネーター		コーディネーター	随時、視定点校及び市町村の支援											

※国の動向や他県の取組に注視し、状況によっては、スケジュールを変更する場合があります。

3. 実践研究の成果

特徴的な取組の紹介①-1

検討会・協議会等の設置

岡山県 赤磐市 教育委員会

指導体制の充実による魅力ある活動、教師の負担軽減の実現

地域連携部活動推進協議会「磐梨 Dream Townプロジェクト」の設立・運営

- 磐梨中学校が地域連携を深めることで地域活性化・まちづくりに取り組むため、新たに運営主体となる「地域連携部活動推進協議会」を立ち上げ、「磐梨DreamTownプロジェクト」を掲げるに至った。
- 同プロジェクトは、指導者の確保や各部活動ごとに専門部会を設置し、地域主体の運営を実施している。

小中学校における一貫した指導体制の構築

- 地域の指導者が充実している部活動においては、地域のスポーツ少年団との連携による小学校から中学校までの一貫した指導体制の構築に取り組んでいる。
- また、学校の顧問と地域の指導者が密に連携することで平日と休日において一貫した指導方針に沿った活動を実現している。

指導者の確保、育成による魅力ある部活動、教師の負担軽減を実現

- 「磐梨DreamTownプロジェクト」方針のもと、HP等で指導者を募集することで、41名程度の指導者を確保。
- 指導者には、岡山県教育委員会が作成した教育観点の内容などを含む資料を配布し、質の高い指導者の育成に取り組んでいる。
- 結果として、専門的な指導による保護者・生徒の満足度向上や、教師の超過勤務時間の削減につながった。

「磐梨DreamTownプロジェクト」のパンフレット





No.33-1

岡山県 赤磐市 教育委員会

I. 基本情報

1	人口（人）	43,925
2	中学校（校）	5
3	実践研究の拠点校（校）	1
4	実践研究での指導者（人）	30

5	兼業兼職の教師（人）	7
6	部活動指導員（人）	0
7	外部指導者（人）	2
8	活動場所	両方

推進体制

体育・スポーツ協会	-	関与していない。
競技団体	◎	地域のスポーツ競技団体指導者と連携している。
PTA・保護者会	○	取組を保護者に理解いただきながら進めている。

地域スポーツクラブ	-	関与していない。
民間企業	-	関与していない。
その他①		
その他②		

II. 実践研究の取組内容

	団体名	運営団体の確保方法・経緯			
運営団体	地域連携部活動推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 従来の部活動の在り方で問題点を考える中で、将来持続可能な運営を目指すために地域と協力・連携する必要があると考えた。地域で部活動に理解、精通する人物や団体（スポーツ少年団）等に協力を依頼したところ快諾を得ることができた。行政・学校・地域それぞれが単独では難しいが、子供たちを中心に捉え目的をはっきりさせることでそれぞれが協力しあう状況をつくることができたと思う。 			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課題・困難</th> <th>対策・工夫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域によって受け皿がある地域と無い地域がある 指導者への報酬など、財政面について 持続可能で安定した取り組みとなるようにするための組織や受け皿 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 財政面については、行政からの補助、地域や企業からの募金。また、受益者による負担の検討 地域の受け皿の情報収集、受け皿へとなり得る団体への情報共有 </td> </tr> </tbody> </table>	課題・困難	対策・工夫	<ul style="list-style-type: none"> 地域によって受け皿がある地域と無い地域がある 指導者への報酬など、財政面について 持続可能で安定した取り組みとなるようにするための組織や受け皿
課題・困難	対策・工夫				
<ul style="list-style-type: none"> 地域によって受け皿がある地域と無い地域がある 指導者への報酬など、財政面について 持続可能で安定した取り組みとなるようにするための組織や受け皿 	<ul style="list-style-type: none"> 財政面については、行政からの補助、地域や企業からの募金。また、受益者による負担の検討 地域の受け皿の情報収集、受け皿へとなり得る団体への情報共有 				

	課題・困難	対策・工夫
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域とで、目的や目指す方向性を共通理解する。 考えられる受け皿として、スポーツ少年団や体育協会等とどう連携を図っていくか。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教職員と地域の指導者との、地域部活動を行う目的や目指す方向性について協議する機会を設定する。 科学的、合理的で発達段階に即し、生徒の特性に応じた指導の研修。 資格の取得。

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題

- 研究終了後の運営財政面。特に指導者の報酬を支払うための資金をどのように集めるか。地域の方へ募金を募る、地域の企業からの賛助金、クラウドファンディング等が意見として出ている。持続可能な方法を検討する必要があり、会費による受益者負担という方法も考えられる。

課題に対する対応策・工夫

- 上記課題を解決するための効果的な方策はまだ見つからない。ただ、実際に年間どのくらいの金額が必要か、試算をしているところである。

今後に向けた方針・方向性

- 運営主体となる組織づくり、学校と地域による目的や趣旨の共有、スポーツ所管部局との連携。



No.33-2

岡山県 早島町 教育委員会

I. 基本情報

1	人口（人）	12,721	5	兼業兼職の教師（人）	0
2	中学校（校）	1	6	部活動指導員（人）	4
3	実践研究の拠点校（校）	1	7	外部指導者（人）	0
4	実践研究での指導者（人）	4	8	活動場所	両方

推進体制

体育・スポーツ協会	○	スポーツ少年団の指導者が部活動に関わっている部がある	地域スポーツクラブ	-	
競技団体	-		民間企業	-	
PTA・保護者会	-		その他①		
			その他②		

II. 実践研究の取組内容

	団体名	運営団体の確保方法・経緯	
運営団体	早島町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 以前から町の会計年度任用職員として部活動指導員を雇用しているため、引き続き行政主導で雇用や研修等を行っている。 	
		課題・困難	対策・工夫
		<ul style="list-style-type: none"> 運動部の中で4部活のみが地域移行の事業に取り組んでいるが、学校全体の取組となっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体への周知とスポーツ少年団や地域スポーツクラブに部活動の地域移行についての周知を行い、協力をおねがする。
指導者		課題・困難	対策・工夫
		<ul style="list-style-type: none"> 教育的観点から指導者の確保が必要だと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日の地域スポーツ活動の兼職兼業について、市町村に任せるのではなく、全国統一で行ってほしい。

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題

- 町教委が主体となって地域移行を進めているが、地域との連携は十分とは言えない。スポーツ少年団だけでなく、クラブチームとの連携も必要。

課題に対する対応策・工夫

- スポーツ少年団の指導者に個別に声をかけることはできた。

今後に向けた方針・方向性

- 運営組織としてスポーツ少年団や地域スポーツクラブへの周知ができていないため、推進委員会を開催しスポーツ少年団や地域スポーツクラブとの連携を進めていきたい。



No.5-1

岡山県 高梁市 教育委員会

I. 基本情報

1	人口 (人)	29,305	3	人口密度 (人/km ²)	54
2	面積 (km ²)	546.99	4	中学校数	6

拠点校数	1	選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 少年野球所属の生徒が1チームから近隣の中学校2校へ進学する状況があり、この2校を合同部活動としての実践を行うため。
------	---	------	---

関係者の巻き込み・合意形成のための取組・工夫

- 部活動指導員等の募集を市内各種団体に依頼したが、思うような成果は上がっていない。
- 地元大学に協力を得ることで、野球に関しての指導者の確保はできた。

II. 実践研究の取組内容

論点	課題・困難	対策・工夫
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では、地元大学生を指導者としているが、将来にわたって継続的に指導者が確保できるのかが課題である。 また、他の部において同様の手法で指導者の確保ができるのか不安である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市スポーツ部局と連携を図りながら、各種団体へ地域部活動の趣旨等を周知し、人材の掘り起こしを行うことが考えられる。
施設	<ul style="list-style-type: none"> 教師が兼職兼業を希望しない部で、地域の指導者も確保できない場合、生徒にとっての活動の場をどのように確保していくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 野球部だけの事業展開なので、現時点では特に対応策等はない。
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> 地元大学がバスを運行してくれたが、継続的に実施できるかどうかはわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では規定上実施できないが、市で運行しているスクールバスを活用できないか検討する。

III. 実践研究の成果

実践研究で直面した課題

- 事業計画時に構想していた合同部活動の組み合わせと、大会に出場するための合同チームが異なる編成となった。大会も控えていることから合同チームでの活動を優先したため、合同部活動としての活動が思うようにできなかった。
- 大会への参加規定の見直しも地域部活動に移行していくことと並行して行われるべきである。

課題に対する対応策・工夫

- 参加規定の変更は市教育委員会ではできない。
- 大学生指導者の担当校を決め、合同チームの組み合わせがどのようになっても指導の継続性がある程度保てるようにできないか検討中である。

今後に向けた方針・方向性

- 現在、学校教育課の事業として活動しているが、スポーツ振興課との連携を密にしていく。
- 学校現場の環境整備や教師の意識改革は学校教育課、地域スポーツ団体への周知や環境整備はスポーツ振興課が中心となって推進していくことが考えられる。

(2) 部活動改革の方向性

令和4年12月

「部活動の地域移行」について（案）

岡山県地域部活動推進委員会

本県では、国が部活動改革として示した「部活動の地域移行」に係る、「地域部活動推進事業」を受託（令和3・4年度）し、岡山県地域部活動推進委員会において本県における部活動の地域移行の在り方等を検討してきた。

今後、さらに少子化の進展等が見込まれる中、これまでの学校部活動の維持・継続が困難になった場合でも、子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を確保するため、学校部活動の地域移行に向けた検討を進めていく必要があることから、本委員会として、「休日の部活動の地域移行」について整理する。今後については、国の動向等を注視しながら関係各署と連携し、検討していく。

1 学校部活動の意義

- 生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、自主性の育成に寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制。
- 生徒や保護者から学校への信頼感を高め、学校の一体感や愛校心の醸成。
- スポーツや文化芸術の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって豊かなスポーツや文化芸術活動を継続する資質・能力の育成や体力向上、健康増進につながる。

2 学校部活動の現状・課題

- 教師の献身的な支えにより学校部活動が維持・継続されている。
- 深刻な少子化の進行により、持続可能性の面で厳しさが増している。
- 競技・分野の経験のない教師による指導や休日の指導などの教師にとっての大きな業務負担。

3 国の主な動き

- 令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動に従事しないこととする。（令和2年9月 文部科学省、スポーツ庁及び文化庁）
- 地域部活動推進事業の実施（令和3年度、令和4年度）
- スポーツ庁及び文化庁に部活動の地域移行に関する検討会議が設置
- 各検討会議から各提言（令和4年6月、9月）
～少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術等に継続して親しむことができる機会の確保に向けて～
- 運動部活動と文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で全面的に改定（令和4年12月）

4 有識者による検討会議提言に示された改革の方向性

- 基本は、中学校の休日の運動部活動から段階的に地域移行していく。
- 目標時期：令和5年度開始から3年後の令和7年度末を目途（3年間：改革集中期間）
- 平日の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ・文化芸術の機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等
- 地域のスポーツ団体及び文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

5 岡山県の主な動き

- 地域部活動推進事業の受託（令和3年度、令和4年度）
 - ・ 地域部活動推進委員会での検討
 - ・ モデル校での実践研究（休日部活動の段階的な地域移行、合同部活動）
 - ・ 地域移行説明会の開催
 - ・ 地域移行支援コーディネーターの派遣 など
- 本県における学校部活動の在り方に関する方針の改定（R5.〇月）

(3) 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」及び県の「岡山県学校部活動の在り方に関する方針（仮称）」（案）について

令和4年11月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドライン（案）【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

- (主な内容)
- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
 - ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
 - ・ 心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
 - ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
 - ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
 - ・ 地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
 - ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
 - ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
 - ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
 - ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
 - ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- (主な内容)
- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
 - ・ 令和5年度～令和7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
 - ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

- (主な内容)
- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
 - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
 - ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
 - ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

学校部活動
【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携
■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、アマチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

活動体制

市区町村（スポーツ・文化芸術担当部署、教育委員会、福祉部等）
→ 連携 → 協議会
→ 連携 → コーディネーター
→ 連携 → 中学校

運営団体・実施主体例

- 総合型地域スポーツクラブ
- スポーツ少年団
- 文化芸術団体
- スポーツ協会
- 競技団体
- 大学
- 民間事業者
- プロチーム

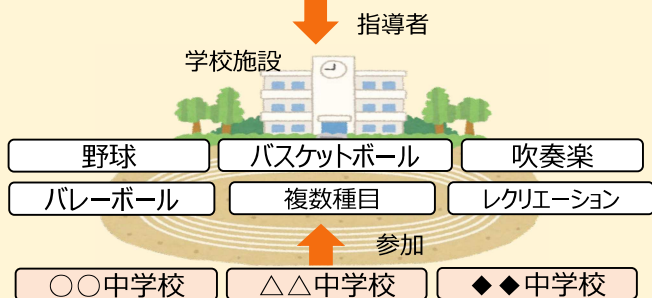
地域での多様な活動

※市区町村が自ら運営団体となることもある。

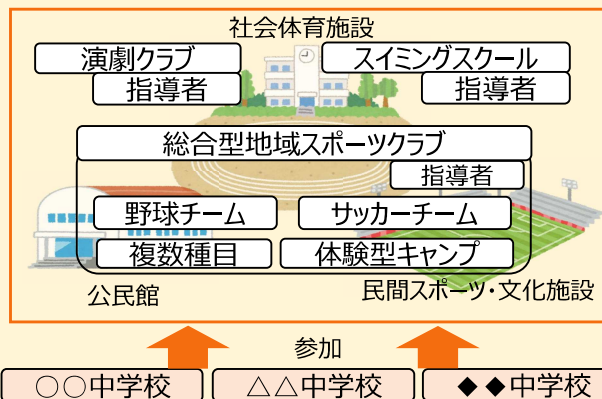
休日の地域クラブ活動

① 地方公共団体が運営団体の場合

市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携



② 多様な組織・団体が運営団体の場合



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔都道府県：
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の
開放〕

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針（仮称）」について（案）

1 概要

国は、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議からの各提言等を踏まえ、少子化が進展する中でも、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(R4. 12. スポーツ庁、文化庁)として、全面的に改定している。

本県教育委員会においては、こういった国の動向を踏まえ、平成30年に策定した運動部活動と文化部活動に係る県の各方針を統合し、今後の学校部活動の在り方を示す内容となるよう改定する。

〔国はパブリックコメント（11/16～12/16）を実施し、それを踏まえ新たに策定する予定。〕

2 内容

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(案) (R4. 12. スポーツ庁、文化庁)	「岡山県学校部活動の在り方に関する方針（仮称）」(案) (R5. 3. 予定)
前文	前文
本ガイドライン策定の趣旨等	本方針策定の趣旨等
I 学校部活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 適切な運営のための体制整備 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進 3 適切な休養日等の設定 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 5 学校部活動の地域連携 	I 学校部活動の運営の在り方 <ul style="list-style-type: none"> 1 適切な運営のための体制整備 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進 3 適切な休養日等の設定 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 5 安全管理と事故防止について(←現行の項目6)
II 新たな地域クラブ活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 新たな地域クラブ活動の在り方 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 3 学校との連携等 	II 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 学校部活動の地域連携 2 教師等の兼職兼業
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法 2 休日の学校部活動の地域移行の達成時期の取扱い 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組 	(学校に関係する箇所のみ) <p>※ 国のガイドライン(案)のII・IIIについては、令和5年度以降、県が策定する部活動の地域移行に係る「推進計画」に含める方向で調整中。</p>
IV 大会等の在り方の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1 生徒の大会等の参加機会の確保 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 3 生徒の安全確保 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方 終わりに	III 大会等の在り方の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1 生徒の大会等の参加機会の確保 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 3 生徒の安全確保 4 県大会をはじめとする大会等の在り方

3 今後のスケジュール

- R4. 12. 20 地域部活動推進委員会運動部会において、団体等の意見聴取
- R5. 1. 6 地域部活動推進委員会文化部会において、団体等の意見聴取
- 1. 24 地域部活動推進委員会において、団体等の意見聴取
- 2月以降 岡山県教育委員会等でも協議し、年度内に改定(予定)

(4) 来年度以降の県の取組について

県立中学校・中等教育学校「部活動の地域移行」推進事業（案）

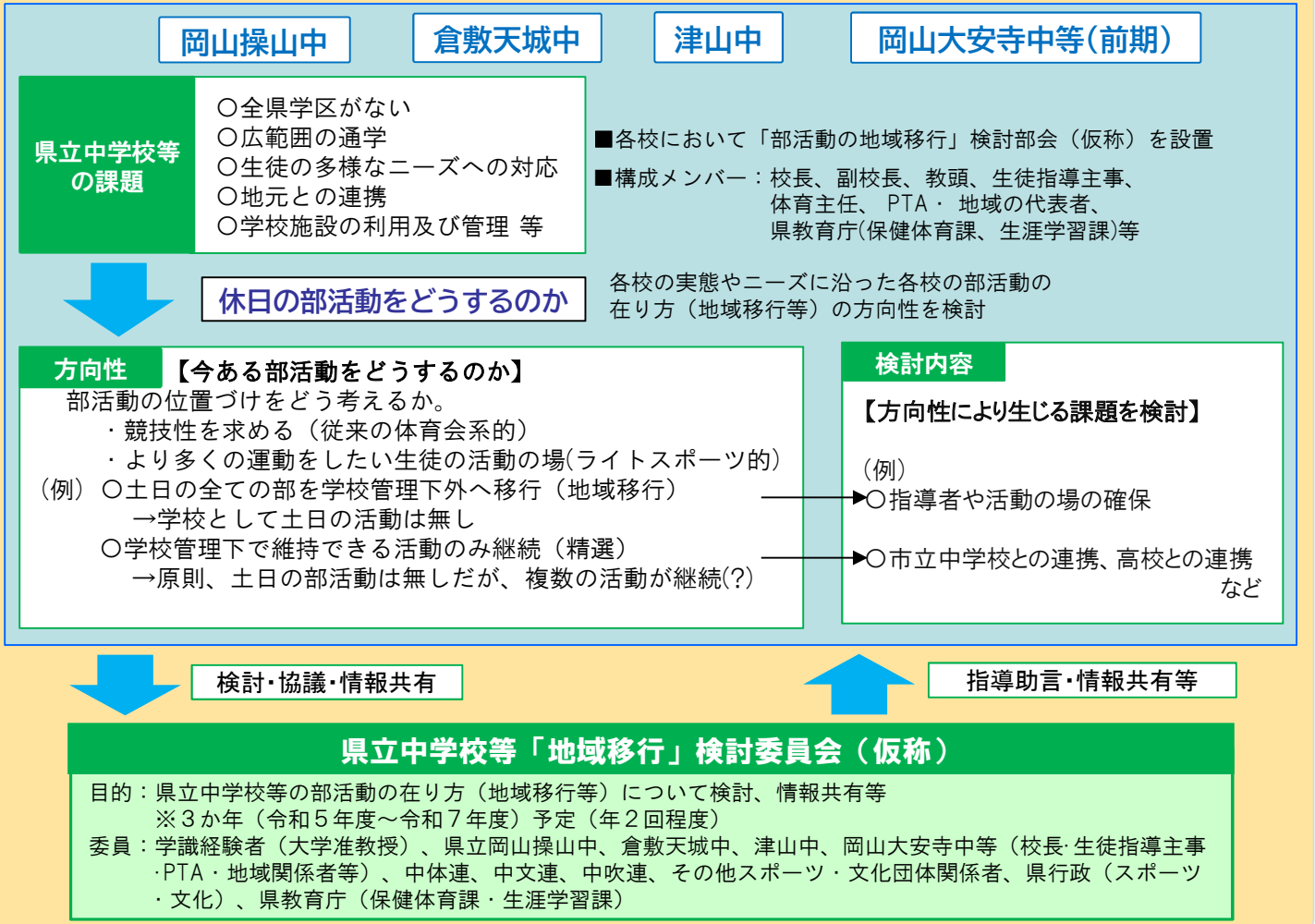
岡山県教育委員会

方向性

- 各校で休日の学校部活動の地域への移行が円滑に進められるよう検討する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教師が兼職兼業の許可を得ることができるよう、引き続き、働き方改革を進める。

令和5年度以降に策定が予定されている県の地域移行に係る推進計画等も踏まえながら、取組を進める

推進体制



スケジュール（予定）

部活動の改革集中期間

	R4	R5	R6	R7
県環境文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に係る諸会議への参画 ・地域移行説明会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 県検討委員会（5回/年） □県による検討委員会の設立 □総括コーディネーターの配置 	<p>「推進計画」検討及び作成（県の推進計画を基に各市町村で推進計画を策定）</p>	
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に係る諸会議の実施 ・モデル事業実施 ・地域移行説明会実施 ・地域移行支援コーディネーター派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> 県立中学校等に 係る検討委員会① (5月上旬) □県立中学校等検討委員会の設立 □各校の現状と課題の共有等 	<ul style="list-style-type: none"> 県立中学校等に 係る検討委員会② (2月頃) 	
県立中学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、保護者のニーズ調査 ・教師への意向調査 ・関係者による検討の場を設置し、検討開始 	<ul style="list-style-type: none"> 各校による検討部会 (適宜開催) □方向性の確認 □学校での部活動の明確化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の部活動の段階的な地域移行 	

(5) 地域移行支援コーディネーター派遣状況(予定も含む。)等について

R4(2022).12.20現在

No.	区分	市町村名	派遣実績	派遣日時	派遣コーディネーター	備考
1	岡山 教育 事務 所	笠岡市	○	11/10 (木) 18:00~20:00	高岡敦史、向井彰、長尾政則	
2		備前市	○	10/28 (金) 18:30~20:00	高岡敦史	
3		浅口市	○	① 9/30 (金) 17:30~19:30	高岡敦史	
				② 11/29 (火) 17:30~19:30	高岡敦史、向井彰、三宅厚自	
4		和気町	○	① 10/6 (木) 15:00~16:45	高岡敦史	
				② 12/20 (火) 15:00~16:45	高岡敦史、向井彰、三宅厚自	
5		矢掛町	○	11/25 (金) 18:30~20:30	高岡敦史、長尾政則、三宅厚自	
6		瀬戸内市	○	1/19 (木) 18:30~19:30	高岡敦史、白井福美、向井彰	
7		倉敷市				
8		玉野市				
9		井原市				
10		総社市				
11		高梁市				
12		新見市				
13		赤磐市				
14		早島町				
15	里庄町					
16	吉備中央町					
17	津山 教育 事務 所	新庄村	○	10/25 (火) 9:00~10:00	高岡敦史	
18		鏡野町	○	① 12/1 (木) 18:30~19:30	高岡敦史 長尾政則	
				② 2/15 (水) 18:30~20:00	高岡敦史、松下誠、長尾政則	
19		美咲町	○	10/20 (木) 9:30~12:00	高岡敦史	
20		津山市				
21		真庭市				
22		美作市				
23		勝央町				
24	奈義町					
25	西粟倉村					
26	久米南町					
市町村の計			9			

(7) 地域クラブ活動において休日の指導を希望する場合の兼職兼業の申請について (案)

この資料は、令和3年2月17日付け、2初初企第39号『『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について (通知)』の内容をもとに、県立学校の教育職員を対象として作成した現時点での案であり、今後、文部科学省等から示される資料等により内容を修正する場合があります。

地域クラブ活動において休日の指導を希望する場合の兼職兼業の申請について (案)

岡山県教育庁教職員課

■申請方法

年度初めに「兼職許可申請書」「兼職許可申請者一覧表」「委嘱状の写し等」を校長が取りまとめて教職員課へ提出する。

- 1 「兼職許可申請書」(一人につき一枚(複数の団体を掛け持ちする場合は、団体ごとに作成))

(主な項目の記入例)

- ・週の時間数：38時間45分
- ・給料：給料表の級・号級
- ・兼ねる職名：地域クラブ活動指導員
- ・兼ねる職務内容：上記の活動実施(指導・引率等)
- ・兼ねる期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日までの期間における休日。ただし、在校等時間と地域クラブ活動に従事する時間の合計から、法定労働時間(週40時間)を引いた時間が月100時間未満、複数月平均80時間以内となる見込みである。
- ・週時間数：1回何分の活動を週、月、又は年に何回か
- ・報酬・月給等の有無及び額：上記活動1回につき何円か(相当60分につき何円か)

(注) 在校等時間と地域クラブ活動の指導に従事する時間の合計から、法定労働時間を引いた時間が月100時間未満、複数月平均80時間以内とする上限規制あり。

- 2 「兼職許可申請者一覧表」

(様式・記入例)

兼職許可申請者一覧表

職名	氏名	事業先・職名	期間
教諭	□□ □□	(地域クラブ活動団体名) 指導員	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日の休日
講師	◆◆ ◆◆	(地域クラブ活動団体名) 指導員	令和5年4月1日～ 令和5年9月30日の休日

※臨時的任用講師等の期間に注意

3 「委嘱状の写し等」

- ・委嘱状の写し
- ・地域クラブ活動の主体が作成した、事業内容・事業予定日・事業時間、雇用形態・謝金・期間や業務内容等がわかるものの写し（委嘱状で分かれば不要。）

■その他

- ・承認された場合でも、条件付き承認とし、在校等時間と地域クラブ活動に従事する時間の合計から、正規の勤務時間（週38時間45分）を引いた時間が月100時間未満、複数月平均80時間以内とする上限を超えている場合は自動的に翌月の活動を停止する。
- ・在校等時間と地域クラブ活動に従事する時間の管理は、今まで通りミライムで行い、従前通りの日程で教職員課に報告すること。上記の通り、条件付き承認であり、上限時間を超えた場合は、翌月の活動は自動的に停止となるので、管理職において、適切に労務管理を行うこと。なお、ミライムの報告により、上限時間を超えていることの報告も兼ねることとし、改めての報告は不要とする。ただし、上限を超える月が度重なる場合は、別途報告を求めることがある。

<参考>

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知） 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長（一部抜粋）

- ・児童生徒の学びの保証や教師の健康管理の観点等の学校運営に支障がないこと。
- ・当該教師の学校における労働時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法に規定される法定労働時間を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当であること。
- ・教師が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならないこと。

部活動改革に関連して、学校以外の主体が実施する地域部活動に公立学校の教師等が従事する際の兼職・兼業に関して留意点をまとめましたので、送付いたします。



2 初初企第 39 号
令和 3 年 2 月 17 日

都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅野 敦 行

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革については、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について」（令和 2 年 9 月 1 日付け事務連絡）（以下「部活動改革事務連絡」という。）において、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進の第一歩として、文部科学省において取りまとめた「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策やスケジュールをお伝えしたところです。その中では、休日（教師が勤務を要しない日）に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること等の改革の方向性や、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を示しています。

部活動改革事務連絡では併せて、学校以外の主体が実施する部活動（地域部活動）について、「地域部活動において休日の指導を希望する公立学校の教師については、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することが考えられるところであり、兼職兼業等に係る考え方や留意点等については、今年度中を目途に整理を行った上で、改めてお知らせいたします。」とお伝えしていたところです。このたび、上記の兼職兼業等に係る考え方や留意点等について下記のとおりまとめましたので、下記の事項に留意の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、下記の事項については、現行制度下において実施可能な内容であり、早期に実施可能な地域や学校においては、令和 5 年度以降に限らず、随時対応できるものであることも踏まえ、各地域や学校の実情に応じて適切に対応をお願いします。また、下記の事項については、公立学校のうち主に中学校の教育職員を対象として整理していますが、高等学校その他の部活動を実施する学校については校種の違いに、学校における事務職員その他の職については地方公務員法等の関係法令に留意しつつ、同様に対応をお願いします。

さらに、兼職兼業の許可等の対応に当たっては、教育委員会内の教職員のサービスを監督する部署や部活動を担当する部署等の関係部署間のみならず、首長部局や地域部活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等ともよく連携して

対応することが重要であると考えられることから、関係機関等において適切に連携した上で対応をお願いします。

なお、スポーツ庁及び文化庁において令和3年度予算案に盛り込んでいる地域部活動推進事業を実施する場合にも、休日の指導を希望する教師等は、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することが可能です。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言いただくようお願いいたします。

記

1. 総論

(1) 兼職兼業の根拠法令について

地方公務員である公立学校の教師は、当該教師が希望する場合であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条等の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することが可能である。各教育委員会においては、所管する学校の教師が兼職兼業を希望する場合には、上記の法律や各地方公共団体における条例や規則等の関係法令に基づき、教師の本務に支障がないかどうか等も考慮し、適切に対応を行うこと。

(2) 地域部活動と兼職兼業の関係について

部活動改革事務連絡において送付した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」においては、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととしている。また、地域の活動として行われる部活動を「地域部活動」とし、その運営主体としては、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等の団体（以下「地域団体」という。）が担うことが考えられるとしている。

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能であること。

なお、許可を行う根拠法令としては地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条が考えられるところ、例えば、スポーツ振興のために地方公共団体により配置される指導者であって地域住民等に対しスポーツに関する指導等を行う者や、社会教育施設の職員であってスポーツを担当し又はスポーツ事務に従事する者などは教育公務員特例法第17条の教育に関する職等に該当し、一方で、地域団体が営利を目的とする企業である場合は地方公務員法第38条を根拠とすると一般的には考えられるが、具体的にどの法令を根拠にして許可を行うべきかについては、当該地域団体の性質や地域団体の業務内容、態様等を総合的に勘案し、各教育委員会において適切に判断を行うことが必要であること。

2. 兼職兼業の許可等

(1) 許可の判断を行う際に留意すべき事項について

各教育委員会が兼職兼業の許可を行う際には、関係法令に基づき対応するのみならず、児童生徒の学びの保障や教師の健康管理の観点等の学校運営に支障がないことや、保護者や地域住民への説明責任を引き続き果たせるような態様であることなど学校や教師への信用を失墜させないこと等にも十分留意して判断することが重要であること。

また、教師の心身の健康を確保するため、当該教師の学校における労働時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間（いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間）が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合（後述する4.（1）参照）には、兼職兼業の許可を出さないことが適当であること。ただし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）（以下「給特法」という。）第2条第2項の教育職員の場合は、この労働時間にはいわゆる「超勤4項目」に関する業務に従事する時間のみが通算されることとなるため、当該時間のみならず、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「文部科学省指針」という。）の趣旨も踏まえ、文部科学省指針に規定する在校等時間についても通算の対象として扱い、在校等時間も含めて通算された時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれるかどうか確認・判断することが望ましいこと。その際、3.（1）において後述するように、教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが求められること。

さらに、形式的に運営主体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動に係る教師の業務が実質的に引き続き校長等の指揮監督下にあると判断されるような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理されるべきであること。このため、いわゆる看板の掛け替えとならないよう、当該活動について、指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等の観点から、個別具体の活動ごとに総合的に判断することが必要であること。

なお、地域部活動として地方公共団体が設置した団体の業務に従事することや地方公共団体の職員として従事することは可能だが、上述のように学校の業務の一部であるとみなされる場合には、学校の本来業務の一部として整理・実施されるべきであること。

(2) 平日の部活動について

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」においては、休日の地域部活動について整理している。一方、平日については、一般論として平日において地域団体の業務に係る兼職兼業の許可を行うことも可能であるものの、例えば当該活動が学校の業務である学校部活動との切れ目がないような場合は正規の勤務時間終了時に学校の業務から地域団体の業務に自動的に切り替わると整理することは困難と考えられるなど、上記2.（1）のように学校の業務の一部であるとみなされる場合には兼職兼業の対象ではないことを踏まえ、当該活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等に鑑み、個別具体の活動ごとに総合的に判断することが必要であること。

3. 教師の健康管理等

(1) 健康管理のために講ずべき措置について

教師が兼職兼業の許可を得て、地域部活動として地域団体の業務に従事する場合においては、当該許可を出す教育委員会は、実施主体が異なるからといって当該教師の業務等の実態に関知しないという対応をとるのではなく、地域団体における業務内容や当該教師の労働時間等についてしっかりと把握し、当該教師の心身の健康の管理を行う必要がある。

具体的には、教師の申告等により、教育委員会が兼職兼業の許可を行うに当たってあらかじめ確認する事項として、地域団体の事業内容、地域団体における当該教師の雇用形態・期間や業務内容、労働時間通算の対象となるか否かの確認等について、また、兼職兼業の許可後に定期的に確認する事項として、当該教師の実労働時間等について、確認することが考えられること。また、その確認を適切に行うため、あらかじめ教師からの申告等によることとすること等の具体的な確認方法を設け、かつ教師に事前に伝えておくことが望ましいこと。さらに、教育委員会は、教師のみならず、地域団体や学校とも連携を図り、上記確認事項や学校における在校等時間等の勤務状況について把握することが必要であること。

さらに、教師が兼職兼業をしているか否かにかかわらず、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施するなど、教師の健康確保に必要な措置を講ずること。この際、教師の在校等時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間が長時間となる場合にも、面接指導等を行うことが望ましいこと。また、教師のメンタルヘルス対策については、「公立学校の教師等の勤務条件、健康障害及び公務災害認定に係る相談窓口の設置状況に関する調査結果に係る留意事項について」（令和2年1月17日付け元文科初第1336号初等中等教育局長通知）も踏まえ、適切に対応する必要があること。

なお、地域団体への兼職兼業を希望する教師自身についても、所属する地方公共団体の規則等にのっとり適切に兼職兼業の申請等の手続きを行うとともに、地域団体における業務内容や労働時間、自身の健康状態等について教育委員会に報告等を行うこと、事故等に備えて保険に加入しておくことが望ましいこと、必要に応じて確定申告等を行う必要があること等に留意し、適切に対応する必要がある。

(2) 兼職兼業を希望しない教師について

地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条に基づく兼職兼業の許可の仕組みは、あくまで他の職や業務について兼職兼業することを教師が希望する場合に、教育委員会がそれを許可するものである。このため、教師が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならないこと。この場合において、例えば、学校の管理職や周囲の教師、保護者等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させるようなことは、本人が希望しているとはみなされないことから、教育委員会が許可するに当たってはこのようなことがないよう、本人の意思等をよく確認することが望ましいこと。

4. 労働基準法体系や勤務時間等との関係

(1) 労働時間の通算等について

教師が地域団体に雇用される形で兼職兼業をする場合には、学校における労働時間（給特法第2条第2項の教育職員は、正規の勤務時間と、いわゆる「超勤4項目」の業務を時間外勤務として命じられて当該業務に従事した時間を合算した時間）と地域団体における労働時間は通算されること。

この場合において、まず、兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と地域団体における所定の労働時間とを通算した労働時間が労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を超える場合は、後から労働契約を締結する主体における当該超える部分が時間外労働となる。

また、兼職兼業の開始後において、学校における所定外労働時間と地域団体における所定外労働時間とを当該所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、当該超える部分も時間外労働となる。

上記の時間外労働については、それぞれ当該時間外労働を行わせる主体において、いわゆる36協定の定めるところによって行い、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき割増賃金を支払う必要があること。ただし、既に教育委員会に任用されている教師については、地域団体において兼職兼業を行う場合であっても、教師としての業務については給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項等の規定により教育委員会において36協定の締結や割増賃金の支払いは不要であり、地域団体における業務について地域団体において36協定の締結や割増賃金の支払いが基本的に必要となること。なお、地域団体において既にいわゆる36協定が締結されている場合においては、兼職兼業を行う教師のために新たな36協定を締結する必要はなく、当該既存の36協定の範囲内で兼職兼業させることができること。

さらに、時間外労働（労働基準法第36条）のうち、時間外労働と休日労働の合計で単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする上限規制（同条第6項第2号及び第3号）の適用については、労働者個人の実労働時間に着目し、当該個人を使用する使用者を規制するものであり、学校における労働時間と地域団体における労働時間は通算される。その時間を確認する際には、3.(1)において述べたように、教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが求められること。

これら労働時間の通算に係る対応のため、地域団体における労働時間等の確認を行うに当たっては、兼職兼業を希望する教師からの申告等により確認を行うこととなるが、その方法や確認内容等については、別添の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定（令和2年9月改定）厚生労働省）3(2)も参考としつつ、教育委員会においてあらかじめ仕組みを設けておくなどの対応を適切に行うことが望ましいこと。

なお、時間外労働のうち、36協定により延長できる時間の限度時間（同条第4項）及び36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限（同条第5項）については、個々の事業場における36協定の内容を規制するものであり、それぞれの事業場における時間外労働が36協定に定めた延長時間の範囲内であるか否かについては、学校における労働時間と地域団体における労働時間は通算されないこと。

(2) 在校等時間について

地域部活動として地域団体の業務に従事している時間については、仮に学校の屋外運動場や体育館等の学校施設において行われる活動であっても、学校教育活動に関する業務を行っている時間には当たらないため、文部科学省指針における在校等時間には含まれないこと。

5. 兼職兼業その他

(1) 事故が発生した際の対応について

地域部活動の際に事故が発生した場合は、地域団体や大会の主催者が責任を負うこととなる。このため、仮に教師が兼職兼業をして地域団体の業務に従事している際に事故が発生し、当該教師が事故の責任を負うことになる場合は、当該教師のサービスの取扱いや処分の検討、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に地域団体との雇用関係において対応がなされるものであること。

(2) 学校の本来業務との関係について

教育委員会による兼職兼業の許可については、学校や教師の本務に支障がないと認める場合においてなされるものであり、その趣旨に沿って適切に判断がなされることが必要であること。また、その趣旨を踏まえ、例えば地域団体の活動に従事する予定であった時間において教師としての勤務が急遽必要となった場合には教師として当該勤務に当たることができるようにしておくなど、学校の業務と地域団体の業務の関係についてあらかじめ地域団体における雇用契約の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師に周知等を行うことが望ましいこと。

また、地域団体の業務に従事するに当たって、生徒等の個人情報等の取扱いに留意するとともに、雇用契約の際に個人情報等の取扱いについて明確にしておくよう、併せて兼職兼業を希望する教師に周知等を行うことが望ましいこと。

(3) 大会への引率について

大会への引率業務については、地域団体の業務として行う場合には、教師は当然に兼職兼業している中で地域団体の労働者等の身分として行うことができる。なお、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、「大会への引率については、指導のみを担う場合と比べて地域人材の確保が当面限定的になると考えられるため、やむを得ない場合に限り、教師が学校部活動として大会引率を行うことも考えられる。」としているとおり、やむを得ない場合に限っては、教師が教師の身分として大会引率を行う場合も考えられる。このような場合においては、教師の身分として学校の業務に従事する時間は在校等時間に含まれることなどを踏まえつつ、当該教師の身分に応じて、適切な勤務時間の設定や把握を行うとともに、その把握のため教育委員会は当該教師や地域団体、学校等とよく連携して対応することが求められること。

(4) 地域団体との連携について

教育委員会は、上述のとおり、兼職兼業の許可を行うこと等に際して、地域団体ともよく連携して対応することが重要であること。その際、地域団体に対して、当該地域団体においても労働基準法等の関係法令、別添の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び本通知の内容等を踏まえて適切に対応することが必要である旨を伝達することが考えられること。

(5) 部活動指導員との兼職兼業について

教師が自校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、学校部活動として行う指導は校務分掌として教師が実施するものであるところ、こうした時間も含めて給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていることを踏まえ、部活動指導員として報酬を得て勤務することが給与面で適切であるかどうかという点や、部活動指導員の業務が教師としての勤務時間と連続した形で同一の学校施設内で行われた場合、外形上、勤務の形態は全く変わっていないにもかかわらず、職務とそれに伴う職責が変わってしまい整理が困難であるという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要であること。

また、教師が他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについても、当該教師にとって、本来在籍している学校における教師としての指導の充実よりも他校における部活動指導を優先すべき合理的な理由があるのかという点や、他校にとっても、その学校に在籍している教職員よりもその教師の方が部活動指導に適任であるとする合理的な理由があるのかという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要であること。

(6) その他留意事項について

兼職兼業等の取扱いについては、その他、地域団体の事業の実施方法や報酬の多寡等の態様が社会通念上妥当なものであるか適切に判断することや、地域団体が学校施設を利用する場合には学校における教育活動等に支障のない範囲で使用許可を行うことなど、「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」(平成24年5月9日文部科学省初等中等教育局長通知)も踏まえ、関係法令やその趣旨に基づき、適切に対応すること。

別添1 関係法令(抜粋)

別添2 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について(令和2年9月1日付け事務連絡)

別添3 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成30年1月策定(令和2年9月改定)厚生労働省)

【本件担当】

文部科学省：電話 03-5253-4111 (代表)

○兼職兼業に関すること

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係(内線 4675)

○部活動改革全般、運動部活動(実証事業含む)に関すること

スポーツ庁政策課学校体育室(内線 3777)

○文化部活動(実証事業含む)に関すること

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室(内線 2832)

○学校の働き方改革に関すること

初等中等教育局財務課校務調整係(内線 2587)

4 その他
今年度のこれまでの動きと今後のスケジュール

日にち	会 議				場 所 等	内 容 等
	推進 委員会	運動 部会	文化 部会	諸会議等		
5/13 (金)		第4回			県庁分庁舎	・令和4年度事業計画 ・国の提言（案）等
5/18 (水)				教育長 連絡会議	岡山 教育事務所	・部活動の地域移行について説明と情報交換 (参加者：各教育長 和気町、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町)
5/20 (金)			第2回		(オンライン)	・国の検討会議（文化庁）等
5/26 (木)				定例 教育長会議	津山 教育事務所	・部活動の地域移行について説明と情報交換 (参加者：各教育長 真庭市、勝央町、津山市(代理)、美作市、新庄村、 鏡野町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町)
6/1 (水)	第3回				県立図書館	・令和4年度事業計画 ・国の提言（案）等
6/6 (月)	運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言 ～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて～					
7/5 (火)				中学校長会 第2回代議員会	ピュアリティ まきび	・部活動の地域の移行に向けて説明 (参加者：中学校長会委員及び支部代表)
7/19 (火)				教育長 連絡会議	ピュアリティ まきび	・部活動の地域移行について説明と情報交換 (参加者：各教育長 倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、 和気町、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町)
7/22 (金)		第5回			県立図書館	・モデル校の進捗状況 ・地域移行支援コーディネーター ・運動部活動の地域移行に関する検討状況 等
7/26 (火)			第3回		(オンライン)	・国の提言について
8/1 (月)				地域移行説明会 (第1回①)	メルパルク 岡山	・国及び県の動向の共有 ・R5段階的な地域移行に向けた準備 等
8/4 (木)				地域移行説明会 (第1回②)	県立図書館	・国及び県の動向の共有 ・R5段階的な地域移行に向けた準備 等
8/9 (火)	文化部活動の地域移行に関する検討会議 ～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けて～					
8/26 (金)				岡山市教委との 意見交換会	県立図書館	・部活動の「地域移行」の取組について 等
8/31 (水)	第4回				県立図書館	・進捗状況の共有 ・R5段階的な地域移行に向けた準備 等
9/2 (金)				中学校長会 第3回代議員会	ピュアリティ まきび	・部活動の地域の移行に向けて説明 (参加者：中学校長会委員及び支部代表)
9/26 (月)				地域移行説明会 (第2回)	県総合教育 センター	・R5国の概算要求 等

日にち	会 議				場 所 等	内 容 等
	推進 委員会	運動 部会	文化 部会	諸会議等		
10/14 (金)				町村教育長 連絡会	奈義町 公民館	・国及び県の動向の共有
10/14 (金)				高校校長協会 備中支部研修会	玉島交流 センター	・国及び県の動向の共有
10/26 (水)				知事と一緒に 生き生きトーク	赤磐市立 磐梨中学校	・部活動の「地域移行」～子どもたちがスポーツ・文化活動 に継続して親しむことができる機会の確保に向けて～をテー マに意見交換 (参加者：校長、地域指導者、赤磐市教委等)
10/26 (水)				教育長連絡会議	参加	スポーツ庁が国の動向を説明（オンライン） 参加者：岡山教育事務所管内教育長 津山教育事務所管内教育長（オンライン参加）
12/20 (火)	第6回運動部会（県立図書館）					
1/6 (金)			第4回		(オンライン)	・モデル校の実践研究まとめ ・国のガイドライン(案)及び県方針(案) 等
1/24 (火)	第5回推進委員会（県立生涯学習センター）					
2月開催 予定	研究成果発表会（会場調整中）					

県立中学校・中等教育学校における部活動の地域移行に向けた取組

日にち	会 議				場 所 等	内 容 等
	推進 委員会	運動 部会	文化 部会	諸会議等		
7/13～ 8/25				アンケート調査の 実施	県立中学校・ 中等教育学校	・「部活動の地域移行」に係るアンケート (対象者：生徒、保護者、教職員)
10/24 (月)				検討委員会	岡山操山 中学校	・部活動の地域移行について説明と情報交換 ・質疑応答 (参加者：副校長、学校評議員、PTA副会長、監事)
11/2 (水)				検討委員会	倉敷天城 中学校	・部活動の地域移行について説明と情報交換 ・質疑応答 (参加者：校長、副校長、教諭、学校評議員、PTA会長、副 会長、評議員)
11/7 (月)				検討委員会	津山中学校	・部活動の地域移行について説明と情報交換 ・質疑応答 (参加者：校長、副校長、教諭、学校評議員、PTA会長、副 会長)
11/11 (金)				検討委員会	岡山大安寺 中等教育学校	・部活動の地域移行について説明と情報交換 ・質疑応答 (参加者：校長、教頭、生徒指導課長、PTA会長)